

仰星ニュースレター

# ワンポイント会計基準

## vol. 2 平成 23 年度税制改正の積み残し部分

前回は普通法人における法人税率の引き下げと復興特別法人税の税効果について説明いたしました。今回はそれ以外の主な改正点について解説いたします。

(1) 中小法人（大法人の完全支配関係にある法人等を除く。）の軽減税率の引き下げ

平成 24 年 4 月 1 日以後開始事業年度から普通法人の税率が現行の 30%から 25.5%に引き下げられるとともに、中小法人の軽減税率についても現行の 22%から 19%に引き下げられます。

ただ、平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度についての軽減税率は 15%に引き下げられます。また、これと同じ期間、普通法人と同様に復興特別法人税が課税されます。

3 月決算会社を例にまとめますと、中小法人の復興特別法人税を含めた法人税率は以下のようになります。

平成 24 年 3 月期

所得のうち、800 万円以下の部分 18%

所得のうち、800 万円超の部分 30%

平成 25 年 3 月期から平成 27 年 3 月期

所得のうち、800 万円以下の部分 16.5% (15% × 1.1)

所得のうち、800 万円超の部分 28.05% (25.5% × 1.1)

平成 28 年度 3 月期以後

所得のうち、800 万円以下の部分 19%

所得のうち、800 万円超の部分 25.5%

(2) 減価償却制度の見直し

減価償却資産の償却方法に定率法を採用する場合、現行は定額法の償却率を 2.5 倍した償却率（250%償却）とされているところ、平成 24 年 4 月 1 日以後取得する減価償却資産に

については定額法の償却率を2倍した償却率（200%償却）で限度額を算定することとなります。

すでに250%償却で減価償却している資産について、届出を行うことで200%償却を適用したとしても、当初の耐用年数で償却を終了することが可能となっています。

ただし、これはあくまでも税務上の話で、会計上は250%償却で減価償却していた資産の償却方法を200%償却に変更することは、会計方針の変更として変更理由の合理性に留意が必要です。これが認められるかどうか税法の改正以外の合理的な理由が求められることになるでしょう。

### （3）欠損金の繰越控除制度の見直し

欠損金の繰越期間が現行の7年から9年に延長されるとともに、控除限度額が繰越控除前の所得の80%に制限されました。

中小法人（大法人の完全支配関係にある法人等を除く。）についても繰越期間の延長は適用されず（控除限度額の80%制限は適用されません）。

この改正によって、繰越欠損金に係る繰延税金資産を計上している法人では、その回収スケジュールを再考しなければいけないこととなりますので、ご注意のほど。

### （4）貸倒引当金制度の限定

貸倒引当金制度については適用法人が以下の法人に限定されました。

①中小法人（大法人の完全支配関係にある法人等を除く。）

②銀行、保険会社その他これらに準ずる法人

③売買があったものとされるリース資産の対価の額に係る金銭債権を有する法人等

（①又は②に該当する法人を除く。）

③の法人についてはさらに貸倒引当金の対象債権を限定しています。

上記以外の法人については貸倒引当金の損金算入が認められなくなりますが、これにも経過措置があり、平成24年4月1日から平成25年3月31日までに開始する事業年度については従来の規定による損金算入限度額の4分の3まで認められ、以後1年ごとに4分の2まで、4分の1までと損金算入限度額が減少します。

この改正によって貸倒引当金の損金算入限度額が減少し、一時差異が増加することになります。そのため繰延税金資産の回収スケジュールにより、繰延税金資産の金額が今までと比較して変動することになります。

（2011/12/22（年末号）より）